

第4期中海湖沼水質保全計画（素案）に関する意見募集結果

鳥取県生活環境部環境政策課

1 募集期間

平成16年9月6日～平成16年10月5日

2 募集方法

郵送、ファクシミリ、電子メール

3 閲覧等方法

ホームページ掲載、県庁県民室、各総合事務所県民局、各保健所・支所、米子市役所、境港市役所で配布

4 意見提出者数

意見提出者数：6人

5 意見の概要

①生活排水対策

番号	意見の概要	意見に対する考え方
1	・内浜処理場の下水処理水を外海へ放流すべき。高度処理法であっても磷除去にはあまり期待できないといわれている。	・外海への放流も有効な方法の一つと考えますが、内浜処理場の機能を発揮させるためにも、当面は下水道の面的整備に取り組みたいと考えております。
2	・島根県に対して、宍道湖・中海周辺市町村の公共下水道を高度処理法に変えるよう要求すべき。	・公共下水道の高度処理化については、現在までに宍道湖東部処理場、米子内浜処理場等の高度処理化が行われており、第4期計画においても、引き続き高度処理化に努めていくこととしております。

②非特定汚染源負荷対策

番号	意見の概要	意見に対する考え方
1	・道路排水等の非特定汚染源負荷対策として、雨水排水の処理及び再利用を進めるべき。	非特定汚染源対策は今後の負荷削減対策を行う上では重要な課題と考えており、今回の計画素案でも道路路面清掃等、市街地からの負荷削減対策の数値目標を掲げております。今後とも市街地からの負荷削減に向け、必要な施策の検討を進めていきたいと考えております。

③住民活動の支援・促進

番号	意見の概要	意見に対する考え方
1	・中海の水質改善のためには周辺住民一人ひとりの生き方を変えることが最も大切。そのためにも、ボランティア団体やNPO法人の活動を拡大する必要がある。	・中海の水質改善における地域住民の位置付けは非常に重要と考えており、今回の第4期計画でも住民活動等の支援施策を盛り込んでおります。今後も県民の皆様との協働による中海の水質改善を図っていききたいと考えております。

④その他

番号	意見の概要	意見に対する考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> 自然界の循環を見直すため、自然環境の浄化は微生物（善玉菌）に任せることを最優先に考えるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 微生物を用いた水質浄化については全国で様々な事例が報告されております。これらの知見を集めながら、有効と考えられる対策については、十分な調査・検証の上、浄化施策への適用を検討していきたいと考えております。
2	<ul style="list-style-type: none"> 中浦水門の撤去、大根島・松江間の堤防の撤去を行うべき。それにより海流が改善し、水質も改善するはず。 大海崎堤防、馬渡堤防、北部承水路堤防、森山堤防、中浦水門を全面撤去すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 本庄工区の堤防の取り扱いについては、現在、鳥取・島根両県、中国四国農政局、中国地方整備局で構成する「中海に関する協議会」において議論を行っており、本県としては、堤防の開削に向けて引き続き努力したいと考えております。
3	<ul style="list-style-type: none"> 島根県に対しては、斐伊川放水路の早期完成を要求すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 斐伊川放水路は洪水時の流入負荷削減対策という点では一定の効果を持つものと考えており、今後とも事業の進捗状況について確認していきたいと考えております。
4	<ul style="list-style-type: none"> タバコのポイ捨てが、側溝や河川を汚し、最終的には中海を汚す一因となっている。島根県とも協力しながら喫煙者に対して注意を促していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 「鳥取県環境美化の促進に関する条例」を設け、たばこや空き缶等のポイ捨てを禁止しておりますが、引き続きポイ捨て禁止やごみの持ち帰りなどについて一層の普及啓発に努めたいと考えております。
5	<ul style="list-style-type: none"> 中海の主要流入河川の水量が利水のために減少しており、表層水の置換が遅いと考えられる。過去のデータ等も考慮した上、適正な流入量を設定すべき。 農業用排水路へのビオトープ空間の設置は有害鳥獣との共存が可能との判断から盛り込まれたものか。 対策や事業に対する財源見通しを明確にすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 水量減少は利水だけでなく、様々な要因が考えられます。今後は、水循環を含めた対策も必要と考えております。 農業用排水路へのビオトープ空間の整備など環境への配慮については、従来から生息する魚類その他の水生生物の生息環境を工事後においても確保するためのものであり、基本的に有害鳥獣に対する状況の変化はないと考えております。なお、整備にあたっては、農家負担もあることから、関係者の合意を得て進めています。 財源見通しについては、できる限り明確にし、計画的に事業を推進していくことは重要と考えております。